

平成 1 7 年度 第 6 回官業民営化等WG・第 1 9 回市場化テストWG
追加資料要求項目（文部科学省）
< 独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館関係 >

1 について

国立博物館 資料 1 参照

国立美術館 資料 2 参照

2 について

ヨーロッパ・アジア

国	設置形態	博物館に相当	美術館に相当
イギリス (下記参照)	独立した非政府 公的組織	○大英博物館 ○国立歴史博物館 ○ビクトリア・アンド・アルバート美術館 ○王立武具博物館(注1) ほか	○ナショナル・ギャラリー ○テイト・ギャラリー ○ナショナル・ポートレート・ギャラリー ○ウォーレス・コレクション ほか
フランス (下記参照)	○国の機関 ●公共企業体	●ルーブル美術館 ●ベルサイユ美術館 ほか	○ドラクロワ美術館 ○ピカソ美術館 ●オルセー美術館 ●国立近代美術館(ポンピドゥー・センターの一部) ほか
ドイツ (下記参照)	特別の法律に基づき設置された財団法人または有限会社	○歴史の家 ○ドイツ歴史博物館 ○ゲルマン国立博物館 ○ローマ・ゲルマン中央博物館 ほか	○美術館クンスト・ハレ ほか
オランダ (下記参照)	特別の法律に基づき設置された財団法人	○アムステルダム国立美術館 ○国立民俗学博物館 ほか	○ファン・ゴッホ美術館 ○マウリッツハイス美術館 ○クレラー・ミュラー美術館 ほか
イタリア (下記参照)	国の機関	○ナポリ国立考古博物館 ほか	○ミラノ国立ブレラ美術館 ○ローマ国立ボルゲーゼ美術館 ○フィレンツェ国立ウフィツィ美術館 ○ナポリ国立カーポディモンテ美術館 ほか
韓国	国の機関	○国立中央博物館(11の地方館を含む) ○国立民族博物館	○国立現代美術館
中国	国の機関	○故宮博物院 ○中国国家博物館	○中国美術館
タイ	国の機関	○国立博物館	○国立美術館
シンガポール	国の機関	○シンガポール歴史博物館 ○シンガポールアジア文明博物館	○シンガポール美術館

* 日本語訳として便宜上、財団法人等の名称を使用しているが、我が国とは異なる制度、性質を持つ。

1. イギリス

イギリスでは、「文化・メディア・スポーツ省」が文化行政を所管している。大英博物館、ナショナルギャラリー、テイトギャラリーをはじめとする17館の国立博物館・美術館は、それぞれ理事会を持つ「Non Departmental Public Body」(独立した非政府公的組織)によって国の補助金等を受けて運営されている。

(注1)王立武具博物館におけるPFI方式の導入について

王立武具博物館は、リーズ市とロンドンに博物館を置き、他の国立博物館・美術館と同様、Non Departmental Public Body(独立した非政府公的組織)である「武具保管委員会」が運営している国立の博物館である。ロンドン塔内にある博物館の展示スペースが狭いことなどから、1993年12月にリーズ市に新たに博物館が建設されることが決まり、1996年3月に同市に新しい博物館が開館した。新博物館の運営については、民間企業が出資し設立した「Royal Armouries International」(RAI)にその管理運営を委託することが決定された。(いわゆるPFI方式の導入)

しかしながら、1999年7月には、同博物館のRAIへの委託は廃止され、同年8月からは「武具保管委員会」が管理運営を行うこととなった。現在のところ、RAIは、同博物館における飲食物の提供と団体の受入事務について排他的な権利が与えられている。

2. フランス

フランスでは、「文化コミュニケーション省」が文化行政を所管しており、33館の国立美術館・博物館が設置されている。国立美術館・博物館は、原則として国の機関として設置されており、これらを民間資金を導入しつつ財政支援するための組織としてRMN(国立美術館連合)が設置されている。RMNは、特定の任務を遂行し、そのために自立した事務機関と財政を有する「公共企業体」であり、出版活動、ミュージアムショップ・レストランの経営、個人団体からの寄付などをもとに、各館に対して財政支援を行う。財政的に自立できる館は、より独自性を発揮し自律的に運営することを求め独立する傾向にあり、近年では、ルーブル美術館、オルセー美術館などが独立し、それぞれが独立した公共企業体となっている。

3. ドイツ

ドイツにおける文化行政の主体は、連邦政府ではなく州及び地方自治体と考えられており、連邦政府には、1998年に初めて連邦首相府内に文化メディア庁が置かれた。連邦政府の財政負担により設置・管理運営されている美術館・博物館は15館あるが、これらは、すべて国から独立した法人格を有し、その設置形態は、財団法人ないし有限会社である。

国立博物館の一つである「歴史の家」は、財団法人の設置形態をとり、その設置について「財団法人ドイツ連邦共和国歴史の家設置法」が制定されている。また、運営の財源は連邦政府からの補助であ

り、運営管理に関する諸業務、特に、予算・決算・会計の諸業務については、連邦政府の関連法令・規定が適用され、連邦会計検査院の実地検査も受けることとなっている。

また、国立美術館の一つである「クンスト・ハレ」は、連邦政府及び各州が共同出資者として出資社員となる「有限会社」の形態をとっている。年間の運営費のほとんどが、連邦政府からの補助金でなりたっている。

4. オランダ

オランダでは、教育・科学・文化省が文化行政を所管しており、21館の国立美術館・博物館が設置されている。1995年までは国が直接管理運営を行っていたが、その後、企業化・独立化の議論が起こり、「国立美術館自立法」により、国から独立した財団法人(independent foudation)の形態とした。

5. イタリア

イタリアでは文化環境財省が中心的に文化行政を所管しており、イタリアの国立美術館・博物館は492館ある。

アメリカ合衆国

【アメリカの文化行政の現状】

アメリカでは、芸術活動の主体は、アーティスト、あるいは芸術を愛する市民が自主的に運営・支援する団体であるという考え方がとられている。国や自治体の役割は、その活動を様々な優遇税制等の法的整備で支援することとされているため、日本やヨーロッパのような文化をつかさどる中央官庁がない。

アメリカの博物館、美術館は、原則的に非営利の民間法人であるが、その例外として、唯一運営費として連邦予算が支出されているのがスミソニアン協会である。

スミソニアン協会は、英国の科学者ジェームズ・スミソニアンの遺産を基金に 1846 年に連邦議会の立法に基づいて創設された学術研究機関である。スミソニアンの遺産は国に預託されており、連邦政府はスミソニアン協会に対して、永久に年 6 % の利子を支払う取り決めがなされている。したがって、スミソニアン協会は、連邦政府からの支出金と私的基金が結合した公私両様の性格を持つ独特な機関である。

スミソニアン協会の法的位置づけは、国からの独立した機関であるとともに、税制上は民間からの寄付を募ることもできる民間の非営利団体である。

《スミソニアン協会について》

設 立	1846年、イギリス人科学者ジェームズ・スミソンが「知識の向上と普及」のために米国に寄贈した資金によって設立された。										
組 織	○協会本部(1)、美術館・博物館(14)、動物園(1)、研究所(6) 2005.4 現在 【美術館・博物館】 ・国立アフリカ美術館 ・国立航空宇宙博物館 ・国立アメリカ歴史博物館 ・国立アメリカ・インディアン博物館 ・芸術産業館 ・フリーア美術館 ・国立自然史博物館 ・国立肖像画美術館 ・国立郵便博物館 ・クーパー・ヒューイット国立デザイン博物館 ・アーサー・M・サックラー・ギャラリー ・ハーシュホーン博物館と彫刻の庭 ・スミソニアン・アメリカ美術館 ・アナコスティア博物館とアフリカ系アメリカ人歴史文化センター										
職 員 数	5,960人 (2002年現在) (連邦政府職員4,560人、スミソニアン雇用職員1,400人) 内訳(主な機関) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国立アメリカ歴史博物館</td><td style="text-align: right;">400人</td></tr> <tr> <td>スミソニアン・アメリカ美術館</td><td style="text-align: right;">120人</td></tr> <tr> <td>国立自然史博物館</td><td style="text-align: right;">623人</td></tr> <tr> <td>国立航空宇宙博物館</td><td style="text-align: right;">260人</td></tr> <tr> <td>国立動物園</td><td style="text-align: right;">365人</td></tr> </table>	国立アメリカ歴史博物館	400人	スミソニアン・アメリカ美術館	120人	国立自然史博物館	623人	国立航空宇宙博物館	260人	国立動物園	365人
国立アメリカ歴史博物館	400人										
スミソニアン・アメリカ美術館	120人										
国立自然史博物館	623人										
国立航空宇宙博物館	260人										
国立動物園	365人										
予 算	2000年歳入 約664億4000万円(\$ 604million) [\$ 1 = 110円換算] 【主な歳入】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">連邦交付金</td><td style="text-align: right;">約410億8280万円(\$ 373.48million)</td></tr> <tr> <td>民間補助金(寄附を含む)</td><td style="text-align: right;">約112億9480万円(\$ 102.68million)</td></tr> <tr> <td>連邦・州政府補助金</td><td style="text-align: right;">約73億840万円(\$ 66.44million)</td></tr> </table>	連邦交付金	約410億8280万円(\$ 373.48million)	民間補助金(寄附を含む)	約112億9480万円(\$ 102.68million)	連邦・州政府補助金	約73億840万円(\$ 66.44million)				
連邦交付金	約410億8280万円(\$ 373.48million)										
民間補助金(寄附を含む)	約112億9480万円(\$ 102.68million)										
連邦・州政府補助金	約73億840万円(\$ 66.44million)										
運 営	・理事会(最高裁判所長官、副大統領、上院・会員議員各3名、国民代表9名の計17名からなる)がスミソニアン機構全体の管理にあたり、実質的運営を長官以下のスタッフが行う。 ・各部局の活動内容に応じた理事会、委員会、助言機関が存在し、政策決定等を行う。 ・各館長は理事会によって選出され、長官の承認によって任命される。(館長以下の職員は館長が任命。) ・職員は連邦職員(国家公務員)と基金等によって雇用される非公務員に大別される。割り当てに応じて連邦職員が各館に配置される。 ・本部は各館で作成された予算案を取りまとめ、議会に提出する。										

3 について

欧米諸国等の国立博物館・美術館が、その収蔵品等に対する保険に関してどのように対応しているのかについて資料は有していないが、欧米諸国においては、国民に優れた美術品に触れる機会を拡大する観点から、公益に資する展覧会（英米は、国のみならず、国以外の機関が実施する展覧会等についても対象）のうち一定のものについては、借用した美術作品に損失が生じた場合にその損害を補償する国家補償制度が整備されている。これについての諸外国の状況は以下のとおりである。

〔美術品の貸借に係る国による補償制度諸外国の例（平成11年度現在）〕

○アメリカ

- ・国、公、私立美術館及び個人が主催する展覧会のうち、一定のものを対象。
営利団体は対象としない。
- ・3億ドル（約320億円）までは国が補償。
- ・約20年間に、500件以上の展覧会と契約。

○イギリス

- ・国立及び州政府・大学・ナショナルトラストによる博物館・美術館・図書館並びに認可を得た法人・個人が主催する展覧会のうち、一定のものを対象。
- ・損害の全額を国が補償。
- ・1997年の1年間に、8件の展覧会と契約。

○フランス

- ・国立美術館・博物館（33館）が主催する展覧会を対象。
- ・3億フラン（約45億円）を超える損害につき、国が補償。
（国家補償の適用にあたり、国に保障金を支払う。）

○ドイツ

- ・国立ドイツ連邦芸術展示ホール（1館）が主催する展覧会を対象。
- ・損害の全額を国が補償。

4 について

国民の貴重な財産である文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであって、これを保存・継承し後世に伝えていくことは国の責務である。国立博物館は、我が国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、

国家的な観点から設置されているものであり、国民共有の財産である多数の国宝・重要文化財を収集・保存・展示するとともに、これらに関する調査研究を行うことにより、我が国の有形文化財の保存・活用のナショナルセンターとしての位置付けを有している。

一方、国立美術館は、我が国の美術振興の拠点として、美術作品の展示や国際交流を通じて我が国の芸術文化の創造と発展を担うという使命の下に、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開している。国立美術館は、一国の美術振興という観点から、各館の方針や収蔵品に基づく不断の調査研究を行い、その成果に基づき、美術作品の収集や展覧会を行っているものであり、国立美術館が所蔵する公的コレクションや展覧会は、我が国の美術振興を体現するものであると言える。

このように、国立博物館および国立美術館は、それぞれ我が国の文化の顔として国家的な観点から設置されているものであり、その運営についても、国の文化振興を支えるナショナルセンターとして、国の責任のもと、公の機関が実施すべきと考える。諸外国の国立博物館・国立美術館においても、公の機関としての性格を保ちつつ、独立性や経営の柔軟性を与えることにより、運営の効率化を図っているところであるが、我が国においては、このような要請を満たす制度として、独立行政法人制度が整備されているのであり、国立博物館、国立美術館の運営についても、公共上の目的と業務の効率化等の両方を実現する最適の業務形態として独立行政法人化が実施されたものである。この状況は、独法発足後から現在においても何ら変わることはないと考える。

5 について

国立博物館 資料3 参照

国立美術館 資料4 参照

6 について

国立博物館が行う調査研究は、各館が所蔵する国宝、重要文化財等の多数の文化財に基づき、中長期的観点に立って行われるものであり、収集・展示等の業務は、これら調査研究の成果に基づき行われている。これらの業務を一体的かつ中長期的な観点に立って行うためには、安定的な財政基盤と組織体制が必要である。また、国立博物館が所蔵する国宝・重文を含む多数の文化財は、国民の貴重な財産であり、その保存・活用は、国の責任のもと公の機関が実施すべきものとする。

国とは別の法人格を設立し、業務の効率性を高め、より良い行政サービスの提供を目指すという独立行政法人制度の趣旨に鑑みれば、我が国の国立博物館については、業務の効率化等を図る最適の業務形態として独立行政法人化が実施されるところであり、この状況は、独法発足後から現在においても何ら変わることはないと考える。

また、プロジェクトの内容ごとに、大学や研究機関から専門家を公募などにより集めてチー

ムを組織する方法もあるとのご指摘だが、国立博物館、国立美術館が行う企画展等の事業は、自館の収蔵品に対する不断の調査研究の積み重ねの上に成り立っているものであり、プロジェクトの内容ごとに研究チームを組織することだけでは、国立博物館・国立美術館としての本来の機能を発揮することはできない。

なお、新聞社等のマスコミと共催する展覧会の中には、テーマの内容に応じて他機関の専門家を集め共同して調査研究を行っているものもある。

7 について

意思決定能力を有する法人として、長期的なビジョンに基づく経営方針の決定、採用・異動等の人事、予算編成・施設整備の計画等の全体の資源配分の決定など、法人のマネジメントの重要な事項に関する機能を支える部署及び職員が必要である。

8 について

指定管理者制度については、管理者が頻繁に代われば館運営について長期的なビジョンが描けないなどの問題があり、公立美術館・博物館への導入についても、その手法や範囲は様々で指定管理者制度が美術館・博物館になじむかどうかは試行錯誤の段階であると言える。

国立美術館、国立博物館については、国の文化振興施策を支える機関として長期的なビジョンに基づき運営されるべきものであり、館運営の効率化等については、独立行政法人制度の下最大限の努力を行っているところである。

9 について

国民の貴重な財産である文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであって、これを保存・継承し後世に伝えていくことは国の責務である。国立博物館は、我が国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、国家的な観点から設置されているものであり、国民共有の財産である多数の国宝・重要文化財を収集・保存・展示するとともに、これらに関する調査研究を行うことにより、我が国の有形文化財の保存・活用のナショナルセンターとしての位置付けを有している。

一方、国立美術館は、我が国の美術振興の拠点として、美術作品の展示や国際交流を通じて我が国の芸術文化の創造と発展を担うという使命の下に、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開している。国立美術館は、一国の美術振興という観点から、各館の方針や収蔵品に基づく不断の調査研究を行い、その成果に基づき、美術作品の収集や展覧会を行っているものであり、国立美術館が所蔵する公的コレクションや展覧会は、我が国の美術振興を体現するものであると言える。

また、国立博物館、国立美術館では入館料収入等の自己収入を拡大するために努力しているところであるが、館の運営は自己収入のみで成り立つものではなく、現在の資産や収支構造においては、一定の財政支出が必要である。

したがって、国立博物館及び国立美術館の運営については、公の機関としての性格を保ちつつ、独立性や経営の柔軟性を与えることにより運営の効率化を図る制度として整備されている独立行政法人制度の下で運営することが最適と考える。

なお、事務・事業の民間開放については、建物の維持管理に関わる業務など、民間に委託できるものについては法人の自主的な判断により既に委託を行っており、今後も一層の効率化を進めるため、民間委託が推進されるものと考えている。